

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

他に下記指定・認定を取得しております。

生活保護法指定医療機関

精神保健及び精神障害者福祉法指定病院

指定自立支援医療機関

病院概要について

- 診療科目 精神科・内科
- 入院施設 精神科一般 2病棟 132床
- 院長（管理者） 箱田 博之
- 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町仲原1丁目14番14号
電話 092-938-2754
Fax 092-938-2579
- 開業日 昭和34年12月
- 設立日 昭和56年12月

施設基準承認事項

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、当院が九州厚生局長に届出を行い、承認を受けている事項は以下の通りです。

- 精神病棟入院基本料 15対1
- 看護補助加算 1
- 看護補助体制充実加算 1
- 看護配置加算
- 医療保護入院等診察料
- 精神科作業療法
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- 入院ベースアップ評価料 (16)
- 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)
- 酸素の購入単価

入院診療計画等について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体的拘束最小化の基準を満たしております。

入院基本料等に係る届出内容の概要

●当院の病棟の定床合計は132床であり、1日当たり27名以上の看護職員（正看護師及び准看護師）及び14名以上の看護補助者（正准看護師を含む）が勤務しています。

●1病棟は、62床満床時、1日当たり13名以上の看護職員及び7名以上の看護補助者（正准看護師を含む）が勤務しています。時間帯毎の看護職員の配置は次のとおりです。

08：30～17：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内
17：00～24：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は31人以内
00：00～08：30	看護職員1人当たりの受け持ち数は31人以内

●2病棟は、70床満床時、1日当たり14名以上の看護職員及び7名以上の看護補助者（正准看護師を含む）が勤務しています。時間帯毎の看護職員の配置は次のとおりです。

08：30～17：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内
17：00～24：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は35人以内
00：00～08：30	看護職員1人当たりの受け持ち数は35人以内

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（朝食8：00/昼食12：00/夕食18：00）、適温で提供しています。

自己負担額については下記の通りです。

対 象 者	負担額（1食）
一般（住民税課税世帯）	510円
平成27年4月1日以前から平成28年3月31日までに継続して1年以上精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している一般所得区分の方	260円
住民税非課税世帯の方（低所得Ⅱ）（90日以内）	240円
住民税非課税世帯の方（低所得Ⅱ）（90日超）	190円
住民税非課税世帯に属し、所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢者（低所得Ⅰ）	110円

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

保険外負担金について

当院では、診断書をはじめ文書料や入院中に保険外でご負担いただく費用に関して、別紙にご案内しております。ご不明な点等ございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先進医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

看護職員の負担軽減及び処遇の改善について

当院では、看護職員の負担軽減および処遇の改善について下記の項目に取り組んでいます。

- 時間外労働が発生しないような業務量の調整
- 看護職員と他業種（薬剤師・作業療法士・精神保健福祉士・管理栄養士・事務）との業務分担
- 多様な勤務形態の導入
- 短時間正規雇用の看護職員の活用
- 夜勤負担の軽減（月の夜勤回数の上限設定・夜勤の次日を公休）
- 妊娠・子育て・介護中の看護職員に対する配慮（夜勤の減免・半日有給・時間の短縮など）